

承認第 3 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について

山陽小野田市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 23 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市条例第 2 3 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 項第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附則第 1 7 項中「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 1～3 (略) (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する	附 則 1～3 (略) (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する

法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第１６項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) （略） ８～１６ （略） １７ 法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から<u>第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。</u> １８～２０ （略）	法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第１５項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) （略） ８～１６ （略） １７ 法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から<u>第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。</u> １８～２０ （略）
---	---